

## I 償却資産とは

### 1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産やその他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税、又は所得税を課されないものが所有しているものを含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる、構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

なお、「事業の用に供することができる」とは、所有者がその償却資産を自己の営業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

### 2. 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる資産を例示したものです。

番号	資産の種類	主な償却資産の例示
1	構築物	橋、水槽、側溝、打込井戸、舗装路面、舗装道路、駐車場舗装、立体駐車場、庭園、緑化施設等の外構工事、門、塀、フェンス、広告塔等
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、建物から独立した設備等（家屋に含めて評価されるものは除く。） 建物の所有者と異なる方が施工した造作等（テナント等）
2	機械及び装置	工作機械、電気機械、土木機械、建設機械、太陽光発電装置 その他各種業務用機械及び装置等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	台車、大型特殊車両等（車両ナンバー「0」「00～09」「000～099」「9」「90～99」「900～999」のもの） ※自動車税（種別割）の対象となる自動車、軽自動車税（種別割）の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除きます。
6	工具及び備品	パソコン、プリンタ、コピー機、自動販売機、陳列ケース、応接セット、テレビ、レジスター、切削工具、測定工具、金型、理容及び美容機器、厨房機器、金庫、事務机、ロッカー、ルームエアコン、音響機器等